

# Q&A

Q1：事業の実施に伴い、新しくスタートする団体でも申請できますか？

A：申請時点で対象団体の要件を満たしていればOKです。

Q2：入場料や参加料を徴収する事業は対象となりますか？

A：自己資金と補助金だけでは事業が実施できない場合、実費分として徴収することはできますが、利益を目的とした事業は対象となりません。

Q3：以前に補助金を受けたことがあるのですが、2回目の申請はできますか。

A：以前の事業と別な事業であれば、新規事業として申請できます。

Q4：事業実施に向けた打ち合わせのための会場費は補助対象経費となりますか？

A：事業実施日以外の会場費は補助対象経費となりません。

Q5：イベント実施時にスタッフが着用する揃いのTシャツの費用は補助対象経費となりますか？

A：なくても事業が実施できるような選択的な経費は補助対象経費となりません。

Q6：イベントで配る景品代は補助対象経費となりますか？

A：補助対象経費となりません。

Q7：食糧費は補助対象経費になりますか？

A：子ども食堂など貧困世帯への食事提供や孤食解消など福祉的性格の強い事業に限り、食材提供のため必要な食糧費が補助対象経費となります。それ以外の料理教室事業での食材や手伝ってくれるボランティア等への弁当や飲み物代は補助対象経費となりません。

Q8：サークルの発表会の開催は補助対象事業となりますか？

A：単なる発表会の開催は対象となりません。広く市民が参加でき、補助金の目的である地域の活性化や課題解決に結び付く企画が必要です。

Q9：演奏会や講演会の開催は補助対象事業となりますか？

A：単に演奏会や講演会を開催するだけでは補助対象事業となりません。広く市民が参加でき、補助金の目的である地域の活性化や課題解決に結び付く企画が必要です。

広く市民が参加できるとは、団体の構成員や会員以外のこれまであまりその分野に関わりを持たなかった市民が事業に出演や出品するなど、幅広い市民が事業に関わることを指します。出演や出品する以外にも、初心者向けの体験教室や、これまでその分野にあまり関わりを持たなかった市民が、鑑賞者として興味を惹かれるような趣向・工夫を凝らすなど多くの市民への広がりが期待できるものも参加とみなせます。